

議案第 3 3 号

久喜市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

久喜市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例(平成22年久喜市条例第200号)の一部を次のように改正する。

第5条中「東鷲宮地区地区計画」の次に「及び菖蒲町菖蒲地区地区計画」を加える。

別表第1に次のように加える。

菖蒲町菖蒲地区地区計画	都市計画法第20条第1項の規定により告示された菖蒲町菖蒲地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
-------------	---

別表第2の4の表の次に次の1表を加える。

5 菖蒲町菖蒲地区地区整備計画区域

地区の区分	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
	建築してはならない建築物	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	建築物の高さの最高限度	建築物の緑化率の最低限度	建築物の緑化率の最低限度の適用除に関する敷地面積
A地区	(1) 住宅 (2) 兼用住宅 (3) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (4) 自動車教習所 (5) 畜舎 (6) 斎場(日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物) (7) 工場 (8) マージャン		5,000平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は、道路境界線から3.0メートル以上、かつ、隣地境界線から1.5メートル以上でなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りではない。 (1) 保安上必要な門柱、門扉その他こ	20メートル		

	屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの		れらに類するもの (2) 建築物に附属する管理上必要な車庫、物置その他これらに類するもの			
B地区	(1) 自動車教習所 (2) 畜舎 (3) 斎場(日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物) (4) 工場 (5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	300平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は、道路境界線から1.0メートル以上、かつ、隣地境界線から0.5メートル以上でなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りではない。 (1) 壁面後退区域にある建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0メートル以下のもの (2) 保安上必要な門柱、門扉その他これらに類するもの (3) 建築物に附属する管理上必要な車庫、物置その他これらに類するもの	10メートル		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年2月14日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

久喜都市計画地区計画を変更したことに伴い、菖蒲町菖蒲地区地区計画の内容の一部を条例に基づく制限として定めるため、この案を提出するものであります。